

平成 27 年度第 6 回 市民参加推進会議会議録(概要版)

開催日時	平成 27 年 8 月 28 日 (金) 午後 3 時 00 分から午後 4 時 30 分まで
開催場所	市役所 3 階 会議室 2
出席者	池川悟会長、市川温子副会長、手塚崇子委員、林章委員、谷本滋宣委員、徳本悟委員、三浦永司委員
欠席者	田中卓也委員、坂野喜隆委員(海外赴任のため今年度不在)
事務局	市民活動支援課 川上課長、五十畑主事
傍聴者	0 名
議題	平成 27 年度市民参加推進会議答申(案)について
資料	資料 1 答申案 1 資料 2 答申案 2 資料 3 平成 26 年度市民参加の実施状況に対する総合的評価 参考資料 答申案 1・答申案 2 の内容の差異

[会議趣旨]

- 第 6 回会議までの議論を基に作成した二通りの答申案を事前に委員に送付し、どちらの答申案を採用するのがよいか、修正点はどこか等について議論した。
- 答申案 2 をベースに答申書を作成することに決定した。答申案の修正は池川会長、市川副会長及び事務局で行い、修正を終えたら委員に対し郵送及びメールで送付する。

[会議内容]

1. 開会

2. 会長あいさつ

- 今回は事前に事務局より送付された資料が 4 つある。今回は特に、答申案 1 と答申案 2 をどの様に扱うかについて議論していきたい。資料の 3 は今まで討議してきたことのみとめなので、本日はこれについての討論は基本的には行わないこととする。
- スムーズに会議にしていきたいので、ご協力をお願いしたい。

3. 事務局報告

- 今年度に継続事業として評価した「白井市第 5 次行政改革大綱・実施計画策定事業」について、第 5 次行政改革大綱を策定しない事を 8 月 5 日に開催された会議において正式に決定したと、担当課より報告があった。
- 現行の行政改革大綱に代わる新たな「行政経営改革ビジョン」を平成 30 年度から実施することから、行政改革大綱の大幅な改訂は行わず、現行の第 4 次行政改革大綱の計画期間を 2 年間延長した上で、引き続き行政改革を実施するためである。
- このことにより、「白井市第 5 次行政改革大綱・実施計画策定事業」は平成 26 年度実施分については今年度の答申により行うが、来年度の評価は行わないことになる。
- 今回はとり急ぎ報告までさせていただいたが、来年度に改めて説明が必要なようなら、担当課より説明をすることも可能である。

4. 議題 平成27年度市民参加推進会議答申（案）について

第6回会議までの議論を基に作成した二通りの答申案を事前に委員に送付し、どちらの答申案を採用するのがよいか、修正点はどこか等について議論した。

【委員の主な意見】

[答申案全般について]

- 答申書は答申案2の形式でまとめるのがよい。答申というのは何も知らない人も読むので、バックグラウンドの説明や例示をしなければ、多くの人理解できない。答申案1は、推進会議の委員等であれば理解できるだろうが、答申としては適当ではないだろう。
- ただし、答申案1は市長等が見る分には改善すべき点がまとまっているため、答申にあたり概要版を作成するのであれば、答申案1のような形式を考慮してもよいと思う。
- 答申案1で概要版を作るならば、簡素にまとめるだけでなく、市民に視覚的にわかりやすいようにイラスト等を入れても良いのではないかと。
- 答申案2がよいと思う。細かい点でいえば、答申の前段の部分において、「市長から委嘱された事項」とあるが委嘱ではなく諮問とするのが正確だろう。
- 答申案2がよいと思う。ただし、提言の見出しの部分や提言内容については、もう少し整理した方がよい。例えば、

[提言1] 必須の情報提供・公開場所の設定

→ [提言1] 情報公開場所の3原則

[提言2] 市民参加への積極的な取り組みと適切な実施

— 市民参加条例の趣旨を踏まえた市民参加の実施と手段の選択 —

→ [提言2] 市民参加への積極的な取り組みと適切な手法の選択

— 市民参加条例の趣旨を踏まえた市民参加の方法と必要な情報の提供 —

[提言3] 市民参加の総合的評価に関する評価方法の追加

— 書類評価の補完を目的とした聴き取り調査の導入 —

→ [提言3] 市民参加をさらに進めるための新たな評価方法の試行

— 市民と行政の協働を目的とした相互理解のための聴き取り調査の試行 —

- 提言部分について、意味のまとまりごとに空白の行を1行追加して区切った方が読みやすくてよい。
- 平成26年度市民参加の実施状況に対する総合的評価一覧があるが、一列増やし、該当するページを記入した方が分かりやすくてよい。

[提言1について]

- 情報公開コーナー、市ホームページ、図書館の3ヶ所を挙げているが、見出しと本文で順番が統一されていないため、一致させた方がよい。
- 情報公開コーナー、市ホームページ、図書館については言及しているが、その他の広報しろいや各センターでの周知等については触れていないので、そういった部分についても記述した方がよい。
- 提言部分で情報公開コーナー、市ホームページ、図書館のそれぞれについて触れているが、①②③といった番号を振ると分かりやすいのではないかと。
- 周知の意味でも、会議録を設置するスペースが図書館にあることを記載した方がよい。

[提言 2 について]

- 市民参加手段と記述している部分があるが、条例上は方法になっているので、方法に統一した方がよい。
- 提言部分で審議会やアンケートについての例示はあるが、パブリックコメントについての例示がないので、パブリックコメントについても触れた方がよい。

[提言 3 について]

- 表現が少し硬く、職員が身構えてしまうと思う。聴き取り調査は市民参加推進会議による一方的なものではなく、委員と職員の相互理解のために行う側面が強いため、柔らかい表現にした方がよい。
- 聴き取り調査のことを外部評価という言葉で表しているが、調票を用いた評価自体も外部評価には違いないので、表現を変えた方がよい。
- また、来年度聴き取り調査を実施する場合、本格導入ではなく、一部の事業に対して試験的に実施することになるため、試行といった表現に変更した方がよい。
- 提言 3 は市民参加推進会議が行う審査の評価方法のことについてなので、われわれ自身の問題であり、市長に提言する様な内容なのか。
- 担当課に聴き取り調査を行う場合、あらかじめ会議の日程を決め、ヒアリングを行う可能性のある日程を職員に周知しておくと思える。

[その他]

- 市民参加推進会議は他事業の評価は行うが、自身の評価はされないのでは、自己評価を行った方がいいのではないか。
- 過去の市民参加推進会議答申に対する市の取り組み状況を知りたいので、事務局で市の取り組みについてまとめたものを示してほしい。
- 以前、事務局からパブリックコメントの指針の説明を受けた際に、パブリックコメントの指針は作らず、委員の意見を伺ったうえで条例の見直しを行っていくとのことだったので、第 7 回会議で市民参加条例に関する意見交換を行いたい。
- 見直す点として、白井市における市民参加条例が対象とする事業の範囲が他市に比べ少ないといったことがあるだろう。いきなり条例の改正案を示すのではなく、まずは他市の市民参加条例等の資料を用意いただき、白井市市民参加条例を改正する際にどういった内容を盛り込んでいけばよいかについて議論をしたい。
- 条例改正の流れとしては、市民活動支援課で改正の素案を作成し、それを市内部の例規審査会にかけ、その後議会に上程という流れになる。第 7 回会議では、市民活動支援課で条例改正の素案を作成するにあたり、どういった内容を盛り込んでいけばいいのかについて、市民の視点からご意見をいただきたい。

5. 閉会

- 市長への答申は、11 月上旬で調整を行うこととなった。
- 第 7 回会議は 11 月 19 日（木）午後 3 時からとなった。
- 第 7 回会議では、答申の報告と、他市の市民参加条例等を参考に意見交換を行う。